

Title	清末郷土志考
Sub Title	A study on the textbooks on regional education (郷土志) in the late Qing Period
Author	巴, 兆祥(Ba, Zhaoxiang) 佐藤, 仁史(Sato, Yoshifumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2004
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.73, No.1 (2004. 6) ,p.35- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20040600-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清末郷土志考

巴兆祥
(佐藤仁史訳)

はじめに

郷土志は清末固有の歴史的背景のもとで生まれ、初等教育における郷土教育の教材として用いられた特殊な文献である。教材とはいものの一般的な教材にはない体裁・構成や内容を備え、編纂を支える組織の形態も独特であり、方志学の分野では地方志の範疇に属するとみなされてきた。近年では郷土志に関する研究がいくつか現われているが、多くはその出現の背景に関心が集中しており、郷土志に対する全面的な検討は依然として不十分であるのが現状である。

一、郷土志の性質に関する問題

郷土志とは何かについて学界には異なる見解が存在し

ている。第一は、郷土志とは郷志、村志、里志、鎮志であるとする見方である。傅振倫『中国方志学通論』(上海、商務印書館、一九三五年)は郷土志を地方志の六番目の類型とし、「郷邑が志を編纂するのは、元の鎮志に始まる。後に江南と浙西で多く編纂されるようになつた。乾隆庚辰に編纂された黄士寧『烏青鎮志』や嘉慶壬戌に編纂された徐達源『黎里志』が特に卓越している」と述べている。第二の見方は第一の見解を発展させたものである。それによれば、郷土志の歴史は長く、その記載の範囲も幅があり、清末民初には多くが初等教育の教材として編纂されたという。范学宗は「わが国の郷土志は、元来一郷、一鎮乃至一村、一里の風土や人物についての情報を集めたものである。記録によれば、郷土志は南宋紹興五年に澉水鎮監税の羅叔韶が常棠に命じて編纂させ

た『澉水志』に始まる。……その後、唐棲、楓涇、安定、甫里、烏青、南潯、唯亭、貞豐、黃溪、黎里などの郷鎮志や山志、水志、湖志などが陸續と世に問われた。……郷土志が郷、鎮、村、里から州県、府、乃至は全省まで広がるようになったのは清末のことであり、民国期にまで至つた。この種類の郷土志は各地の小学校の教材として編まれたものである」と主張している。第三は、「筆者が見た郷土地理教科書のうち、蔡鑄の『廣東郷土地理教科書』と馬錫純の『⁽³⁾泰州郷土志』が最も優れている」と述べられているように、郷土志を郷土教科書とみなす見解である。そして、最も受け入れられているのが、清末民国期に編纂された郷土志と郷土教科書とを「郷土志」と総称し、通志、府志、県志、郷鎮志とは異なる類型の地方志としてとらえる見方である。来新夏『方志学概論』（福州、福建人民出版社、一九八三年）、黃葦『方志学』（上海、復旦大学出版社、一九九四年）、陳光貽『中国方志学史』（福州、福建人民出版社、一九九八年）などがこれに属する。このような見解の相違は郷土といふ概念や、郷土志が編纂された背景や体裁に対する理解の違いに起因している。

郷土志には広義と狭義の理解がある。所謂「郷土」と

は普通地方や故郷を指す。『列子』天瑞に「故郷（郷土）を離れるものがあり、身内と別れた」と、『晋書』樂志下に「地方（郷土）が異なるので、河の北部は嚴寒である」とあるが如きである。「志」とは記載の意味である。つまり、「志とは記である。その風土や文献の事、その郡邑を治めた者について記している」と述べられているように、郷土志とは地方或いは故郷を記載の対象として、その風土や文献、職官を主要な内容とする書籍である。上述のような広義の理解に拠るならば、郷土志は地方志の別称となり、通志、府志、州県志、郷鎮志は全て郷土志と同じカテゴリーに属することになる。このような見解に依拠した場合、清末民国期に広範に存在した『×××郷土志』と命名された初等教育の教材の特殊性を理解することは不可能であるし、同時に、郷土志や郷鎮志、その他のカテゴリーの地方志との間にある相違点を見落としてしまうことになる。郷土志に対する広義の理解を支持できないことは明らかであるので、以下では、狭義の郷土志、すなわち清末民国期において『×××郷土志』と命名された郷土志について専ら論じることにする。

筆者が論じる郷土志とは清末特有の産物のことである。

日清戦争以後、國勢がますます衰え、民族危機は激化した。清朝は国家分割の禍が差し迫った局面に直面し、いくつかの改革政策の実行を余儀なくされた。光緒二十四年と二七年に、清朝は督撫にそれぞれ詔を下し、科挙を廃止して書院を学堂とした。蒙学教養堂の設置や郷土志の編纂は、まさに政権の危機を挽回することや、基礎教育を強化して児童に対する愛郷心の涵養を通じて愛国・忠君思想を植えつけることを目的として採られた一連の措置であった。

『奏定学堂章程』が挙げる初等小学堂の教科のうち、歴史科では郷土の重要な故事及び過去の名人に関する事実を講じる。地理科では郷土の道里、建置及び先賢の祠廟や遺跡などを講じる。格致科では郷土の動物、植物、鉱物などを講じる。凡そ日用に必要なものはその作用と名称を知らしめる。思うに幼稚な知識によつて広遠な理想を追求しても勢いうまくいかない。ただ郷土の事柄は常に耳目に触れるので、たゞ世上の噂話であつても、一山、一川、一木、一石に至るまで平素児童たちが馴染んでいるものは、ひとたび指導を経れば、皆学問となるのである。人を引き入れる方法としてこれに勝るものはない。し

たがつて、必ず府、庁、州、県でそれぞれ郷土志を編纂し、然る後に授業を行うべきである。⁽⁵⁾

ここからもわかるように、郷土志編纂の初志とはつまり初等小学堂における愛国・忠君教育のために郷土教材を提供することにあつた。

郷土志が教材として作られるからには、当然ながら教材の編纂方法に即して編纂し、加えて三点の条件に合致しなければならなかつた。それは「第一に、配列が浅い内容」から深「い内容」へと漸次難度を上げるという原則に沿つていなければならない。第二に、時間と單元に関する教学原則に合致しなければならない。第三に、無味乾燥な内容ではなく、発見学習式にするべきであり、特に学生が受け入れやすいように地図と教授法とが一組になつてゐるべきである」という条件である。⁽⁶⁾ 郷土志編纂の高潮が訪れる以前にも、わが国では多くの地理教材が編纂・出版されたばかりでなく、近代的な郷土地理教材が既に誕生していた。管見では、最も早期のものは光緒二十四年に蔡和鏗が編纂した『浙江郷土地理教科書』である。該書は上下二編、九〇課で構成されている。⁽⁷⁾ しながら、清末郷土志の著者は、極めて少数が新式の教育家であつた以外には、基本的に地方官或いは郷紳や旧

式の知識人であつたので、彼らは近代的な教科書とは何かを理解していなかつた。このことは、「中国には所謂教科書はなく、中国の典籍がすなわち教科書である。中國にはいわゆる学がなく、典籍の文章がすなわち学である。文章をもつて学とし、専ら文章を論じる典籍を教科書としたことによつて、人々は遂に文章があるのを識つていても、学があることを識らなくなつたのである」という言葉に現われてゐる。⁽⁸⁾彼らは伝統的思考を踏襲し、既に馴染んでいた地方志の編纂方法を借用して郷土志を編纂したのであり、郷土志を地方志とみなす作者さえいた。例えは、光緒三三年九月、奉天省盤山庁通判柴朴は命を奉じ、地方志の通例に照らして、建置沿革、疆域、川澤、道路、古跡、職官、学校、選挙、戸口、宗教、物産、賦税、商業、兵制、兵事、災祥、名宦、人物、義烈、氣候、地文などの項目を立てて『盤山庁郷土志』を編纂した。同年一一月、『郷土志例目』に合致しなかつたため項目を立て直し、書名も『盤山庁志』と題した。宣統二年四月、通判楊紹宗は『盤山庁志』を著したが、これは完全に柴朴が重修した『盤山庁郷土志』を踏襲したものであつた。他にも、「廣寧県では今まで地方志がなく、邑人はこのことを遺憾に感じていた。光緒三三年、学部

は各省、府、庁、州、縣に通達して郷土志を編纂し、初等小学校の教科書とすることを命じた。……余は自ら推し量ることはせず、群書を広く参照して古人の伝述を取捨し、時務を調査して本境の仕組みを詳細に述べた。余生をかけてどうにか従事したのである」⁽⁹⁾「郷土の志は、『周礼』の外史が管轄していた各地の志と『漢書』郡国志を起源とするものである。思うに「これらは」分けて言えば、すなわち一県の郷土志であり、あわせて言えば、すなわち皆国家の地図である⁽¹⁰⁾と述べられていることは、少なからぬ人間が郷土志と地方志とを同一視していたことを証明するものである。

たとえ教科書をどのように編纂するかを知つていたとしても、郷土志は教科書ではなく、地方志に類似したものであると考へる者も多かつた。例えは、光緒三二年奉天省寛甸県知県の馬夢吉が「文章に秀でたものを召集し、目に即して調査し、例に依つて編纂した」と述べているように、三ヶ月を費やして『寛甸県郷土志』を完成させ、奉天省学務處に上呈した。学務處は、『寛甸県郷土志』が歴史、田賦、税釐、農政、工政、商政、学務、礦物、財務、軍制、兵事、耆旧、人類、地理、物産、商務という分類を採つたことが、「京師編書局が頒布した例目と

符合しておらず、例目に照らして編纂・提出することを命じた」。次年、『寛甸県郷土志』は改編され、その目的は「小学堂の教育家の一助とすることを求める次第である」と述べられている。⁽¹¹⁾同時に、馬夢吉と鄭英瀾が「本書は初等教育の最初段階のために編纂したので、文章や内容に深遠さを求めていない。全一〇章六〇課にまとめ、講義の便に供する。……本書は大要を捉えたに過ぎないので、もし詳細な経緯を考察したいのなら、新編郷土志がある」と述べているように、⁽¹²⁾『寛甸県郷土志』を簡略にした『寛甸県歴史地理教科書』を編集した。該書は寛甸県の大勢、地勢、天気、産業、人民、行政、宗教、商務、地方志、古跡等を分類して章や課を設定し、初等小学校の教材とした。馬夢吉と鄭英瀾の考證では、『寛甸県郷土志』と『寛甸県歴史地理教科書』とはともに郷土を記述した書物ではあるものの、役割や体裁は同じではなかった。また、劉師培が光緒三二年に編纂した『江寧鄉土地理教科書』は江蘇省の初等小学堂の一年次から三年次における郷土地理の授業の為に準備されたものである。該書は江蘇省、江寧府、揚州府、淮安府、徐州府、海州、通州、海門府の各篇に分類され、各篇は沿革、総論、区画、海洋、山水、交通、人文地理などの内容に渉

たり、それぞれの課は一五〇字程度の記述からなっている。次年五月、劉は『編輯郷土志序例』を発表した。劉は最近の地方志が少なからぬ弊害を有しており、「雜多で統一されておらず、取捨選択が正確ではない。立てられた例も互いに錯綜して、根拠とすることが出来ない。……したがって、國史の採択に供するに足らない」とことを指摘した。したがって、郷土志の編纂は近來の地方志を改革するものであり、「広く資料を収集し、厳格に例を立てる」必要があると考えた。また、郷土志の効用は地方志と同じく、「國史に資料を提供することばかりではなく、本境において民衆を教化する用途がある。……もし一郡一邑がみなそれ郷土志を編纂するならば、あげまきや下げ髪の児童はこれを根拠として學習し、愛郷心を沸き立たせることが出来る。……もし一郡一邑がみなそれ郷土志を編纂するならば、郷土の文献を児童も熟知することができるし、本境に来た旅行者も本国の禁忌や本郷の風俗をたずねる際に参考とする資料を得ること出来る。これがつまり章実齋（章學誠）氏が州県に志科を設立することを請うた意図である」と主張した。⁽¹³⁾そこで、彼は郷土志の体裁を次のように設定することを提唱した。輿地志を第一とし、そこに沿革、山川、古跡

などの目を収める。第二は政典志で、章学誠『永清県志』を模倣して吏類（職官を記す）、戸類（田畠、賦税、丁口、倉儲などの目が属す）、礼類（祀典と学制を記す）、兵類（兵制や驛遞の目が属す）、刑類、工類（營建を記載する）に分類する。第三は大事志である。第四は人物志で、人物伝（属目には名臣、紳耆、武勲、節義、文学、一行を設ける）と人物表（氏族表と古今人表がある）を含む。第五は方言志である。第六は文学志即ち芸文志であり、考訂、論事、詮理、縁情托興に分け、金石志を附す。第七は物産志であり、第八は礼俗志である。この類目の構造は劉が編纂した教科書とは異なり、地方志に似ている。⁽¹⁴⁾

また、郷土志と地方志には次の共通性も見られる。①地方志の主要な特徴は地域性にある。郷土志も同様に地域性を備えており、記載は一定の地域を範囲としている。例えば、『寿光郷土志』は寿光県について、『泰州郷土志』は泰州について記述し、境界を越えて記さないという原則を遵守している。②地方志は歴朝歴代にわたり広く編纂されてきた。郷土志も、清末には学部の命令のもとで全国的に編纂が行なわれ、民国三年にも教育部が郷土志や郷土歴史地理教科書の編纂を各県に促し、広く編

纂された。③地方志の体裁や構造は「横に門・類を並列させ、「それぞれの門・類の中で」時間を貫いて記述する」すなわち「横排堅写」という形式を採用している。清朝の学部が頒布した『郷土志例目』は地方志を参照して制定されたものであり、郷土志の大部分はやはり地方志の慣例を踏襲していた。④地方志は「地域が近ければ容易に調査でき、時間が近ければ事跡は眞実である」とを原則にしているように、資料が正確で信頼できるものであることを求めた。郷土志も地方志や档冊を基礎資料とし、現状については採訪を根拠とした。宣統元年、齊東県では郷土志の編纂に際して、「夏季休暇に各地の紳耆を召集して各地を訪問した。……袁馥村と趙仁村の二氏を招いて書籍や档卷を調査した」という。⁽¹⁵⁾郷土志の信憑性も決して地方志に劣らないのである。⑤記述の時間軸は、地方志の伝統では古今を総合的に捉え、現在を詳しく述べ過去を簡略にしたことで、強烈な時代の息吹を伝えている。郷土志も同様であった。当然ながら編纂の初志の差異や対象とする読者の違いから両者の間には少なからぬ相違も存在している。例えば、内容面では地方志が掲載しないことを強調したのに対しても、郷土志は主に歴史の概況、風土人情、善行義舉を記載し

た。また資料面では、地方志が「資治」「存史」「教化」の為に編纂されていることから、資料の蒐集と考証を重視し、体系的全面的に地方文献を保存することが地方志の任務であるのに対しして、郷土志は小学堂の教材であり、地方の概要を叙述すればよかつたのである。「務めて平易な表現を求め、煩雑な表現を尊ぶことなれ」とあるように、表現や記述の面において、郷土志は地方志よりも相当程度簡単明瞭であつた。

要約すると、郷土志は清末の内憂外患という特殊な時代背景のもとで生まれたものであり、進歩的な意義と創造精神に富み、教科書と地方志との中間的な特徴を有している。郷土志は地方志の一種ではないし、郷鎮志と同一視することはまったく不可能である。郷土志とは地方志に準じるもの、或いは類するものであるといえよう。『×××郷土歴史教科書』『×××郷土地理教科書』に至つては、編纂の目的と記述される地域は一般の『×××郷土志』と同じであり、内容や分類、論述の特徴も似ている。また、教科書と地方志との中間的な特徴を有しており、これらも地方志に準じるものとして捉えるべきであろう。

二、清末、郷土志編纂の経緯

郷土志編纂は光緒三一年以降に大規模な発展を遂げたが、その発生には自ずから一定の源流がある。管見では、郷土志と称する最も古い著作は光緒一七年に編纂された『打牲烏拉地方郷土志』『伯都訥郷土志』『阿勒楚喀郷土志』『寧古塔地方郷土志』『三姓郷土志』である。光緒一五年、吉林將軍は省修志局を設立して志書局章程を公布し、通志の編纂に着手した。そして、打牲烏拉地方總管や三姓副都統などの地方官に照会して事実を調査し、各地方の資料を提出させた⁽¹⁷⁾。

管轄区域内のあらゆる聖制、綸音、天章、壇廟、並びに建制、沿革、疆域、形勝、山川、城池、關郵、津梁、船艦、戸口、田賦、職官、学校、官署、選挙、兵防、名宦、歴朝人物、國朝人物、忠節孝義、文学、風俗、物産、雜誌、歴朝芸文、國朝芸文など、志書に含めるべき一切について詳細に調査し、三ヶ月を限度として一律に省に届け、審査・編集の根拠とせよ。

打牲烏拉地方總管衙門は全明、恩慶、來喜らを即刻派

遣し、「文内の名目を遵守して実際の状態を逐一調査し、早急に文書を作成して省に報告します」と回答した。三姓副都統衙門もまた、「前項の志書に掲載する事跡について調査し、原本を二冊作成することを命じ」⁽¹⁸⁾、「三姓の地表、学校、疆域、山川、村落、里数、富克錦山川形勢、險要、古城、河海、卡汎、建置沿革（兵制、糧餉、器備を附する）、公署、衙門分司、庫款、田賦、戸口、貢品、新設富克錦官兵（糧餉を附する）、防營、炮台、軍器、槍炮、練軍、職官、科名、船艦、物産、廟寺、旌表、屬站等を記載させた。体裁や内容からみれば、『打牲烏拉地方鄉土志』『伯都訥鄉土志』『阿勒楚喀鄉土志』『寧古塔地方鄉土志』『三姓鄉土志』は『吉林通志』に郷土資料を提供するため編纂されたものであり、郷土志とは称するものの実際は一般の地方志と異なるところがなかつた。

郷土志の正式な誕生は清末郷土教育思想の興起と密接な関係にある。近年の研究に拠れば、日清戦争後の民族存亡の危機を救うために、留日学生や国内の教育界において国家と郷土、愛国教育に関する大論争が展開された。また、日本や西洋における郷土教育の方法や制度が国内に紹介され、郷土教育に関する教材も相次いで出版され

た。光緒二十四年刊の蔡和鏗『浙江鄉土地理教科書』は、上編において清朝と浙江省の状況を概論し、下編では各府の古跡や人物について述べ、途中には図画を挿入して「児童が郷土を愛しみ、先賢を仰ぐ心を引き出す」ようにしたという。郷土志とはこのような背景のもとに誕生したものである。光緒二八年に刊行された張相文編『初等地理教科書』では「地理の授業が始まつたばかりの時には、分解と総合という二つの方法を分けない。初学の児童に対しても総合法に依りながら郷土志を用いて教えるべきである。目の前に見えるものに即して隨處で教えていくことにより「児童に」容易に理解させられるからである」と述べている。⁽¹⁹⁾ここからは光緒二八年以前に既に「郷土志」が存在していたことがわかる。

郷土志の編纂は清朝の国策、すなわち清末の学制改革の結果である。光緒二十九年、清朝政府は『奏定学堂章程』（すなわち「癸卯学制」）を公布し、初等小学堂を完全科と簡易科の二科に分け、その目的を「学生の人生において有するべき知識を開き、倫理を明らかにして愛国の基礎を打ち立てるためである」とした。完全科では郷土教育を歴史、地理、格致の三科目にわけて、簡易科では一科目にまとめて開設された。規定に拠れば、一年次

から三年次の歴史課では「郷土の重要な故事や当地の古今の人間に關する事跡」「歴朝の年代・国号及び聖主賢君の大事」を講じるものとされ、教学の要点は「中国文化の由来と本朝歴聖の徳政を知らしめることによつて、国民の忠愛の本源を養う。「そのためには」特に先ず郷土の歴史を講じるべきである。郷土の郷賢、名宦、流寓といった諸名人の事跡をとりあげ、尊敬嘆慕の念を抱かせ、志氣を高めるものについては解説を施し、児童が先賢を慕う心を動かす」ことにあるとされた。地理課は「郷土の道里、建置、卯金の山水及び本地の先賢の祠廟や遺跡など」「本県、本府、本省の地理・山水、中國地理の概要」について講じ、その要点は「先ず郷土に関連する地理を講じるべきであり、それによつて愛郷の心を涵養する」ことにあるとされている。格致課の講義は「郷土の動物、植物、鉱物などおよそ日常の生計に必要なものはその役割と名称を児童に知らしめる」「重要な動物、植物、鉱物の形について、生活における発育の状況を児童に觀察させる」ものであり、その要点は「動物、植物、鉱物などの大体の形状や属性、それらと人間との関係を児童に知らしめ、日常の生計の用に有益であることを期する。ただ幼い児童であるので「教学内

容を」近いところから遠いところに広げていかねばならず、先ず郷土格致を以つてしなければならない」とされた。⁽²⁰⁾

郷土教育を国民教育の体系に位置づける必要性から、光緒三年、編書局監督黃紹箕は学部管學張百熙の命を受け、『郷土志例目』を編纂し、次のように上奏した。⁽²¹⁾

『初等小学堂章程』を調査いたしましたところ、歴史、輿地、格地の三科は均しく郷土に即して科目を編成しており、その意図は至つて周到です。謹んで定章を遵守し、『郷土志例目』を書き上げました。

各省の督撫に通達し、各府、厅、州、県に送付して紳士の文章を能くする者を選び、内容に即して調査し、例にならつて採録させることを請います。地域が近ければより詳細にわかり、事實を分ければより示しやすくなります。『郷土志編纂の』命令を承つた日から数えて一年を期限として書を完成させます。地方官から原本を京師編書局に郵送するのと同時に副本を当該省の督撫に提出し、転送の遅延を防ぎます。また、各省の地方官に命じて当該省の通志、及び府、厅、州、県志を京師編書局に郵送させ、参考に資します。各地の郷土志の原稿が届いた後には局

員が推敲し、学務大臣に上程して審査を行い、各省の小学堂における授業の際に使用させることを謹んで請う次第です。

学部は黄紹箕の案を採用して各省に通達し、『郷土志例目』に照らして郷土志を編纂することを命じた。このことは「皇帝陛下の御極三二年、学士黄紹箕は上奏して直隸省の各府、州、県に郷土志を編纂し、初等小学堂における授業の教材とすることを請うた。併せて『例目』を選定した。そして、「編纂を」⁽²²⁾許可する勅令が下された」と述べられている通りである。以後、全国各地において「努めて人々に愛郷心を媒介として愛国を知らしめる」郷土志を編纂する気運が盛り上がり、郷土志編纂を急務としない地域は無かつた。愛郷心を媒介として児童の愛国心を涵養するという方法は次の事例が典型である。⁽²³⁾人は愛郷心があつて後に愛国心がある。郷土を愛することはできなのに國を愛することができるといふのはでたらめである。そもそも、先人の偉業が並大抵ではなく、蓄積されたものが豊富であつても、後人がそれを知らず顧みることがなければ、あまり大切にすることがない。人が郷にあつても同様である。数百年来、文人や学者は科挙の論文に精を出し、

天地の大きさや万物の多さを論じてきたが、これらは科挙に応じるためであつた。生まれ育つた郷土についても、家を半歩出て任意に「郷土の」ものを聞いてみても、さっぱりわからない者がいる。したがつて、外人の刺激という危機に瀕しても、郷土や自分とは直接関係がないように感じ、放棄して顧みることがない。このように愛郷心はもやもやの中に消え去つてしまい自覚がないのである。郷土を愛さずしてどうして國を愛することができようか。然るに人々が郷を知り、郷を愛することを欲するなら、必ず郷土の歴史沿革や現状、人事、物産などが皆愛すべきものであることを人々に知らしめる必要がある。漠然とさせておくことを許さなければ、愛郷心が油然として湧き上がつてきて「郷土と」互いに寄り添つて安閑とすることができなくなる。そうであるならば、郷土志の編纂を欠くことがどうしてできようか。まして、百日維新の際、変法や改革は日進月歩であり、巡警や教育、自治などの新政は次々と実行されてきた。もし、郷土の歴史、地勢、民情とバランスをとらなければ、弊害は言うに耐えない。したがつて郷

土志の編纂は先送りにすることができないのである。

ところで、直隸省獲鹿県では根拠とすべき旧志が無かつたので、「ここに郷土志編纂の勅令を奉じ、即刻紳士を招集して、古籍を考察したり、輿論を収集したりすることを命じた。およそ本県と関連する内容は必ず記録した。また、頒布された『例目』⁽²⁴⁾を奉じ、内容に即して考察し、例に倣つて編集した」という。陝西省扶風県では

光緒三二年春に郷土志編纂の公文を受け取り、知県譚紹裘は郷土志編纂を「官としての責務」であるとみなし、「疆域から橋梁までの六篇は全て土地に付いているものであるのでまとめて一巻とする。戸口から物産までの七篇はみな土地に根ざすものである。宗教は人類より出るものであり、商務は物産に基づくものである。これらをまとめて一巻とする。賦役から陵墓までの七篇は人事に関する組織なので一巻とする。耆旧から坊表までの四篇はみな手本として本境の人々に奨励するものなので一巻とする。最後に序例一篇を附し、四巻とする」と述べている。⁽²⁵⁾ 光緒三三年七月、奉天省は法庫直隸庁を設置し、劉鳴復が同知に任じられた。次年、「学部が公布した『郷土志例目』を承つた後、地方の沿革、山川形勢、人丁戸口、宗教習俗、物産商務の類を逐一採録して書をな

し、編書局の参考に供した」。法庫は辺境の地で、開発がはじまって幾ばくもなく、文献が欠乏していたため、劉は正史や『一統志』、『開原県志』、『鐵嶺県志』、『東華錄』などの史料から情報を集め、「古老の伝聞、様々な現存の遺跡や近來の民俗を調べて参考とした。新政が施行されると、事実に基づいて偽りなく記録し、確かな歴史とした」という。

光緒三一年から宣統三年までのわずか七年間に郷土志は大量に編纂された。不完全な統計に拠れば、清末には約四四九種の郷土志が編纂された。また、『清末郷土志分省統計表』に拠れば、年平均六五種にのぼつた。⁽²⁷⁾ 中でも光緒三一年から三四年の間に編纂された郷土志は、編纂年が考証できる四一四種のうちの九一・四%を占めた。編纂年が不詳の三五種も推定では多くがこの時期に編纂されたと思われる。宣統年間の郷土志編纂の多くは光緒期の余韻である。例えば、安定県では宣統元年に知県王賽堯が「地方志を重修することを提議したが、資金がなおり届けることを命じる公文を提学より承つた。このことは朝廷の新政に関わることなのでながく滞らせるることはできない」と述べ、⁽²⁸⁾ 区域、風俗、物産、山川、道路、古

跡、壇廟、坊表、橋梁、墟市、学堂等に分類して『安定県郷土地理志』を速成した。

ところで、郷土志の編纂単位に着目すると大体以下の種類に分類できる。

省志型。省レベルの行政区を叙述の対象とし、全省の歴史の変遷や地理形勢を記載したものである。陳慶林『直隸郷土地理教科書』、同『江西郷土地理教科書』、劉師培『安徽郷土地理教科書』、同『江寧郷土地理教科書』、同『江蘇郷土地理教科書』、辜天佑『湖南郷土地理教科書』、林伝甲『黒龍江郷土志』など一九種がある。基本的には新思想を有する学者によつて編纂されており、教材としての性格が比較的強く、小学教育の需要に適合している。

府志型。知府の主導によつて編纂されたもので、わずかに佚名『衢州郷土卮言』、仁和学堂『杭州郷土地理』、佚名『温宿府郷土志』、孫宝瑨『洮南府郷土志』、李巨源『昌図府郷土志』、郭葆琛『新民府郷土志』などの一八種を数えるのみである。全国の二二〇に及ぶ府の数と比較すると極めてアンバランスである。

州志型。州には府に隸属するものと省に隸属するものとがある。州を記述範囲とする郷土志は約五五種ある。

賀簡『岫岩州郷土志』、白永貞『遼陽州郷土志』、趙炳南『遼源州郷土志』、吳建勲『濱州郷土志』、黎彩彰『寧羌州郷土志』などがあり、遼寧省、甘肃省、山東省、雲南省などが若干多めである。

府志型。府は清代に創設された行政区画であり、一般的には新たに開発された地域に設置された。府の経済基盤は比較的劣り、文化も相当落後していたので、編纂された郷土志も比較的少量である。僅かに二九種前後が確認できるのみである。劉鳴復『法庫府郷土志』、佚名『錦西府郷土志』、佚名『双城府郷土志』、佚名『磚坪府郷土志』、吳從周『留壩府郷土志』などがあり、主に四川省、新疆省、遼寧省に集中している。

県志型。県は中国における地方行政区画の基本単位である。県志も地方志の主体であり、同様に県を記述範囲とする郷土志も郷土志の中心である。約三三〇種あり、全体の七三%を占める。地域別に見てみると、上海四種、天津一種、河北二種、山西五種、遼寧二五種、吉林五種、陝西三五種、甘肅一種、新疆二四種、山東六種、江蘇五種、浙江三種、安徽七種、江西五種、福建九種、河南七種、湖北五種、湖南一九種、廣東（海南を含む）二二種、廣西三種、四川四五種、貴州一種、雲南六種、

表一 清末鄉土志省別統計表

	光緒三〇年前	光緒三一~三四年	宣統元年~三年	年代不詳(光緒或いは宣統)	合計
北京市		1			1
上海市		4	2		6
天津市		1			1
河北省		18	1	7	26
山西省		4	2	1	7
內蒙古自治区					
遼寧省		36	5		41
吉林省		12	5		17
黑龍江省		1	1		2
陝西省	1	31	2	8	42
甘肅省		4	1	2	7
寧夏自治区					
青海省					
新疆自治区		32	3	7	42
山東省	1	64	4		69
江蘇省	1	9	1	2	13
浙江省	1	4	4		9
安徽省		10			10
江西省		6	1		7
福建省		11	1		12
河南省		9	1		10
湖北省		3	3		6
湖南省		22	3		25
廣東省(海南省を含む)		19	6	2	27
廣西自治区		3	3		6
四川省		43	4	5	52
貴州省			1		1
雲南省		6	6	1	13
西藏自治区			1		1
合計	4	353	61	35	453

西藏一種という内訳である。県志型の郷土志には、陳作霖『上元江寧郷土合志』、侯鴻鑒『錫金郷土地理』、同『錫金郷土歴史』、顧国珍『昆新郷土地理志』など、二県を併記したものもある。

上記以外に、郷鎮志型の郷土志もあるが、上海の『西岑郷土志』と廣東の『北湾郷土志』の二種のみである。表一が示すように、清末において郷土志が編纂された地域の分布は相当広範にわたり、多寡の差はあるものの、内蒙古や寧夏、青海をのぞいた各省・地区において郷土志が編纂された。中でも新疆が突出している。新疆は道光年間以前にも地方志が編纂されたが、比較的に少なく、『西域図志』『哈密志』『總統伊犁事宜』等一〇種余りのみである。西欧の植民地主義の浸透によつて、新疆の防衛が日増しに重要性を増したため、光緒一〇年には新疆省が設置され、六府、八直隸府、一二分防守、二直隸州、一散州、二一県、二分県が置かれ、清朝の新疆に対する統治が強化された。内地で郷土志の編纂熱が高まると、新疆でも郷土志が続々と編纂された。例えば鎮西府の編纂状況については、「幸いにも皇帝陛下の英明な判断により、新政を実施して民を規範に納めんとした。そして、郷土を調査した結果を刊行することが命じられた。……」

特に志書については、前賢が志を持ちながら未だ及ばなかつた。上級から催促の公電をたびたび承り、事態が切迫していくぐずぐず出来なかつた。本境を治める者は、閻纘卿氏を筆頭として地方志の編纂を急務とし、南（高耀南）を愚鈍とせず、「序志の」采訪や編修に招いてくれた。：本書が完成したので謹んで各上級機関に上呈する次第である」とあるが如きである。⁽²⁹⁾ こればかりではなく、新疆における郷土志編纂は全国的にみても優位を占めていた。『中国地方志聯合目録』や中国邊疆史地研究中心編『新疆郷土志稿』の統計に拠れば、新疆に現存する四二種の郷土志は新疆の行政区の九三%をカバーしており、郷土志編纂の浸透度が内地よりも大幅に高かつたことを示している。

辛亥革命後、民国政府も依然として郷土教育事業を重視した。教育部が民国三年に郷土志或いは郷土歴史・地理教科書の編纂を各県に促しているように、郷土志編纂事業は常に中断することがなかつた。

三、郷土志の体裁の分析

（一）学部が頒布した基準

郷土志は清末に新たに生まれたものであり、読者は初

等小学堂の一、二、三年生という低年齢の児童であった。

これらの児童の識字能力や是非の弁別能力は比較的に低かったので、教学の便に供するため郷土教育の教材を統一することは「将来学が進み「児童が」人材となることはみなここに基づく」と考えられた。学部が頒布した『郷土志例目』の目的は主に「天下は甚だ広大であり、地方官も極めて多い。言うことが人によつて異なり「郷土志が」錯雜としてしまうことを慮る」ことに基づいて認識を統一し、各地に通達して一年以内に「毎月調査し、例に依拠して「郷土志を」編纂⁽³⁰⁾して「これを規格とする」ことにあつた。

『郷土志例目』の規定では、「郷土とはおよそ四つに分けられる。一つは府自治の地方である（管轄の州県はこれに關係しない）。一つは直隸州自治の地方である（管轄の州県はこれに關係しない）。一つは州である。一つは県である。この四者についてここでは均しく本境とよぶ」としている。すなわち、編纂が求められる郷土志は府、直隸州、州、県の四種に分けられた。郷土志の編纂原則は「事実については必ず詳細な調査を求め、文章は必ず簡潔で高尚であることを期する」とと「児童の知識を導く」ことにあつた。郷土志の構成は主分類と下位

分類という体裁を採り、分類は全体で一五門に分けられた。すなわち、歴史、政績（中に興利、去害、聽訟の三目を置く）、兵事（中に全て本境で起つたもの、本境に関連するものの一小類に分ける）、耆旧（中に事業と学問の二目を置き、名宦祠と郷賢祠が附す）、人類、戸口、氏族、宗教、実業、地理、山、水（水源と河口とともに本境にあるもの、水源と河口とがともに本境にないもの、水源が本境にあり河口が他境にあるもの、水源が他境にあり河口が本境にあるもの、に分ける）、道路、物産（天然と製造に分ける）、商務、である。また、『郷土志例目』はこの一五門がそれぞれ言及するべき内容や編纂方法について説明を行い、各地が命令を遵守することを容易にしている。例えば次の通りである。

歴史 本境（所謂本境と現在の府、州、県を指す）がどの朝代に、何年に設置されたのか。本境が設置される以前に、唐、虞、夏、商、周代にはどの州に属し、春秋戦国期にはどの国に属したのか。秦漢以後の各朝代にはどの郡・県に属したのか。どの朝代の時にどのような州名・県名に改めたのか。本境が設置された後は、各朝代ではどの郡、どの州、どの府に属したのか、などについて記す。

兵事 全て本境で起こつたものについては、本境にどのような叛徒がいたのか、他境の如何なる叛徒が

本境を侵犯したのかについて、その顛末を記録する。本境に関連することについては、例えば、一大兵事によつて本境が戦場になつたり、本境が要害の地や駐屯地になつたりしたもので本境に関する事項を節録する。

耆旧 本境の賢人で後學の模範となるものについて二つに分けて記載する。事業は実行を根拠とする。

孝（父母に対する善）、友（兄弟に対する善）、睦（親族との親しさ）、姻（女系の親戚との親しさ）、

任（友情に対する信任）、恤（貧民の救濟）などがこれにあたる。学問は著述などを根拠とする。経、史、

子、集、小学、輿地、算学、校勘、医学、理化の著述がこれにあたる。歴代の名儒、名臣、功臣、名将、循吏、忠節で本境の者は全て収録する。ただ、正史や国史に既に伝がある者については全文を収録する必要はなく、その姓名を記し、どの史のどの伝を参考にすべきかを注記すればよい。その事跡が人心を感動させる者についても節録しなければならない。

正史や国史に見られない者はやや詳細に記述すべき

である。また、名宦祠と鄉賢祠を附する（忠義と節烈も含む）。

人類 本境の旗人と漢人以外の他種族のものについて、努めてその源流を調査し、その世系について述べる。また、現在の戸口はどれくらいであり、どの村やどの山に居住しているのか、その風俗の大略などを収録しなければならない。種族はおおよそ以下に分類される。回、番、畬、猟、苗、僚、壯、黎、狦、狼、皿、狹、打牲、貂、黎、土司、である。土司の府、州、県に属さないものについては、布政司が調査して編纂するものとする。

戸口 本境の戸口や丁の数を現在の実数を調査して収録する。戦乱や疾病、農業や商業の状況の変遷で、人口の盛衰や集散の原因となつているものは詳細に収録する。また、近年来の本境の旗戸（男性と女性とにわける）の数と漢戸（男性と女性とにわける）数についても記す。

ここからは『郷土志例目』が簡単直裁であり、比較的に科学的であることがわかる。ここで定める郷土志の標準的な類目は『奏定初等小学校章程』における歴史、地理、格致の三科目の教學計画を汲み取つたものであり、

三科目的教育の要点とも符合している。

『郷土志例目』と劉師培の『編輯郷土志序例』を比較

すると、編纂目的と編纂に求めるものに明確な違いが見られる（表二参照）。構成について言えば、『郷土志例目』は比較的通俗的であり、時代性が強く、構造も簡単である。これに対して、『編輯郷土志序例』は階層が比較的複雑であり、配列も伝統的な規則に則っている。編纂方法について言えば、『郷土志例目』は簡明を旨としており、簡便で行いやすい。これに対して『編輯郷土志序例』は専門性が相当強いように思われる。『郷土志例目』と『編輯郷土志序例』にはそれぞれ特色がみてとれるが、『郷土志例目』の実行可能性と小学教育における適用性が優れているのに対し、劉師培の名声がいかに広く知れ渡っていたとはいえ、惜しいことに『編輯郷土志序例』の構想や編纂例は需要にみあつたものではなく、採用されるには到らなかつた。

(二) 郷土志の体裁の流派

清末に編纂された郷土志は非常に多く、刊行の速度も相当なものであった。しかしながら、編纂者の構成は複雑であり、学識の差も大きかつた。郷土志に対する見方も同じであるとは限らず、したがつて、郷土志の体裁

の分化を招いた。主に次の三つの流派がある。

①『例目』派

『例目』派は『郷土志例目』に対応して形成された流派であり、郷土志の主流である。例えば、河南省における十種の郷土志のうち、九種までが『郷土志例目』に即して編纂されている。この派の特徴は次の通りである。

第一点は、地方官が命を奉じて編纂を主導し、訓導や紳士を招聘して編纂したのが多いことである。第二点は、学部が頒布した『郷土志例目』に照らして編集されていくことである。このことは、『延慶州郷土志』例言、が「本書は学部が頒布した『郷土志例目』を遵守して編纂したものであり、各章は『例目』が指定する順序に即して『学習内容の』境界をはつきりとさせた」と述べていることからもわかる。また、宣化県知県謝愷は着任後の郷土志編纂について、「新編〔の県志〕を編纂して後世に永く残そうとしていたところ、学務大臣から郷土志のための調査を命じる公文を承つた。そこで『例目』に依拠しながら県の文人と調査を行い、結果を分類した。内容が薄かつたので時間が出来たときに討論をし、簡略な部分はこれを補つた。信憑性には証拠が必要だからである。煩雑な部分はこれを削つた。簡潔でわかりやすいこ

表二 『郷土志例目』と『編輯郷土志序例』との比較

史料 項目	『郷土志例目』	『編輯郷土志序例』
目的	小学堂の教科書とする	国史に資料を提供するばかりでなく、本境における民衆教化の用途がある。また、国政に関する討論に資料を提供する
要求	事実については必ず詳細な調査を求め、文 章は必ず簡潔で高尚であることを期する	広く資料を収集し、厳格に例を立てる
門類	<p>【歴史】</p> <p>歴史</p> <p>政績（興利、去害、聽訟）</p> <p>兵事（中に全て本境で起こったもの、本 境に関連するもの）</p> <p>耆旧（事業、学問、名宦祠と郷賢祠が附 された）</p> <p>人類</p> <p>戸口</p> <p>氏族</p> <p>宗教</p> <p>実業</p> <p>【地理】</p> <p>山</p> <p>水（水源と河口とがともに本境にあるもの、 水源と河口とがともに本境にないもの、水 源が本境にあり河口が他境になるもの、水 源が他境にあり河口が本境にあるもの）</p> <p>道路</p> <p>物産（天然、製造）</p> <p>商務</p>	<p>輿地志：沿革、山川、古跡</p> <p>政典志：吏類、戸類（田畝、賦稅、丁口、 倉儲）、礼類（祀典、学制）、兵類（兵 制、驛遞）、刑類、工類</p> <p>大事志</p> <p>人物志：人物伝（名臣、紳耆、武勲、節 義、文学、一行）、人物表（氏族表、古 今人表）</p> <p>方言志</p> <p>文学志：考訂、論事、詮理、縁情托興、 金石志</p> <p>物産志</p> <p>礼俗志</p>
編纂方法 の例	地理は、本境の境界、区の数と名称、区 の方位と境界、区に所属する郷村や圃里 の名前を記す。城内、区内にどのような 古跡、祠廟、坊表、橋梁、市鎮、学堂が あるか記す	輿地志は『一統志』の沿革表に倣い、平 方によって距離を示し、地図を製作する。 地図は全境図、城廄、四境分図に分け、 「現在の地を主とし、明代以前については 朝代毎に図を作る。古地については朱で 標記し古今の名称や地勢の変遷を示す」。 『山海經』の例に即して山志を編纂し、 『水經注』の例に即して水志を編纂し、 『長安志』の例に即して城廄志を編纂する。 台榭、陂地、府寺、宮觀、名城、巨邑な どについては「一貫性を持たせるために、 地域に即して記し、単独では編纂しない」。 所在の考察が不可能な地名については別 に表を作成する

とを求めるからである。定かでないものは慎重に選択し、依然として証拠が欠けているものについては、虚実を避けるためにこじつけをおこなわなかつた」と述べている。⁽³¹⁾

『例目』派による郷土志の体裁には次の二つがあつた。
①完全に『郷土志例目』の門・類と構造に依拠したものである。例えば、劉鳴復『法庫序郷土志』は「本書は堤学使閣下の命令を奉じ、学部が頒布した『郷土志例目』を遵守して採録・出版し、編書局の参考に供するものである。ここに謹んで『例目』を遵守して詳細に考証を加え、事実に基づいて編纂し、実学を求める意図に沿うようとした」と述べており、その門・類の順序や編纂方法は学部頒布の『郷土志例目』⁽³²⁾と全く同じであつた。徐益『灌県郷土志』も同様であつた。巻頭には『郷土志例目』の節録が掲載され、「郷土志が凡例を列挙しない理由は学部頒布の『例目』があるからである。前後の順序には既に基準があるので、その他の取捨選択にはみな一定の方法があろう。事実は詳しく述べながら文章は簡略にする。言葉遣いは優雅でありながら意味は明瞭にする。また、私心をもつて編纂してはならない。いわゆる過去の人間の事実は後学を感化・勧告するためにある。いやしくも少しでも間違ひがあれば、『例目』と齟齬をきた

してしまい、教科書とするに足らないばかりでなく、どうやつて学部の命令に応え、憲司に郷土志を提出すればよいのだろうか。……『例目』に照らして編纂し、半年を費やして「本書が」完成した」と述べている。②基本的に『郷土志例目』の門・類と構造に依拠し、微細な点において体裁の変更や調整をおこなつてある。

馬錫純『泰州郷土志』は『郷土志例目』に即して編纂したものであるが、歴史と地理を「綱」に分けて目を統括するものとした。宗教を分けて仏教、道教、天主教、耶穌教、回教を並列し、実業を農業と工業に分け、商務を商業に変更した。また、歴史釈義、地理釈義、大清統系年号一覧表、唐虞以来二十四朝統系国号表を附して教学に資している。さらに、兵士、堪輿、空氣、職官、電報などの目を新たに増設している。その意図は「歴史科が兵士「の目」を増やしたのは新政を記すためである。地理科が航路、郵政、電報「の目」を増やしたのは交通を記すためである。田賦「の目」を増やしたのは財政を記すためである。面廠「の目」を増やしたのは商務を記すためである」⁽³³⁾といふ。別の事例をあげれば、沈慶鶴『蓋平県郷土志』は上下巻に分かれ、歴史、建置沿革、政績、兵事、耆旧、列女、人類、戸口、氏族、宗教、実業、地

理、古跡、祠廟、市鎮、学堂、山、水、道路、物産、商務の二目に分けている。

○方志派

方志派は郷土志を地方志とを同一視する人々によつて形成された流派である。この流派の郷土志は編纂の趣旨には他の流派との違いはみられないものの、地方志の慣例に倣つて郷土志を編纂することに重点が置かれ、体裁も地方志と異なるところがない。郷土志の編纂が始まつた当初、奉天省では少なからぬ地方で旧志が参考された。しかし、完成後に、『郷土志例目』と合致しないという理由で改編を要求された。例えば、鉄嶺県で光緒三二年に編纂された郷土志は、地方志の「平目体」のしきたりに沿い、建置沿革、税釐、田賦、丁糧、学務、軍制、警務、農政、兵事、工政、商政、商務、礦物、物産、氏族、宗教、耆旧、人類、戸口、実業、地理の項目を置いた。次年に郷土志を重修したところ、分類は『郷土志例目』に沿うものであつた。また、少なからぬ地方で『郷土志例目』の個別の分類を吸收し、それを発展させて郷土志を編纂した。このような郷土志も地方志と異ならない。姚詩馨『懷德県郷土志』は『郷土志例目』の政績、兵事、耆旧（耆老と改名）、人類、戸口、氏族、宗教、実業、商務、礦物、巡警、学

地理、山、水、道路、物産、商務などの目を採用し、新たに、建置沿革、衙署、賑務、学務、警務、田賦、風俗、農政、工政、古跡、險阻、軍制、商政、捐税の項目を設けた。喬德秀『南金郷土志』も同様であつた。「古今の書物を収集し、遠近の見聞を調査した。事実を検証し、要点を挙げた。一年を費やして配列順序を検討し、綱と目とで合計一九に分けた」と述べているように、形勝志、歴史志、政治志、風俗志、文学志、武事志、孝義節烈志、耆旧志、名宦志、城池志、職官志、祠祀志、戸口志、田賦志、山河海島志（附海岸）、古跡志、物産志、祥異志、租借政治志、とに分け、「それぞれ〔の志〕に序を附してその概要を記し、意図を示した」³⁴⁾。ある郷土志は完全に地方志の焼き直しであつた。胡贊采『光州郷土志』は建置、疆域、郷里、山、水、城池、公署、書院、学宮、兵制、芸文、田賦、戸口、市集、人物、物産の各項目に分けられていた。これは地方志を節録して編まれたものである。佚名『敦煌県郷土志』卷一、図考は疆域総図や城関総図など一八幅を列举している。卷二は歴史沿革、疆域、山川、水利、城池、衙署、倉廠、駅站、塘汎、校場、養濟院、陵墓、茶子、塩法、貢賦、蠲恤、に加え、方言、戸口、郷鎮、釐稅、実業、商務、礦物、巡警、学

堂、碑記の十項目が増加されている。卷三は人物志あり、名宦、鄉賢、科第、節孝、流寓、仙釀などの目からなっている。卷四是芸文志であり、記、奏疏、詩に分けられている。また雑類が附されており、そこには風俗、祥異、官職、名宦封爵、鄉員封爵、異族、祠祀、古跡、物産などが含まれている。体裁や編纂方法は旧地方志に則つたものであるが、順序はとりわけ謹厳さを欠いている。

③教科書派

教科書派は郷土志の中では特色を有する類型であり、「郷土地理教科書」「郷土歴史教科書」「郷土志」と称するものを含む。この流派の特色は次の二点である。第一は、編纂者の多くが新たな学問を背景としていたり、かつて日本や西洋の教育を受けたりしたという点である。例えば、「錫金郷土歴史」「錫金郷土地理」の編者である侯鴻鑑は日本に留学し、帰国後竟志女子中学を創立した。『黒龍江郷土志』を編纂した林伝甲は京師大学堂教授を務めた。第二は、体裁や構造が『奏定初等小学校堂章程』や『郷土志例目』の規定と西洋の教科書の形式とともに兼ね備えている点である。編纂形式からみると、教科書派は次の二類型に分けられる。

第一は「章節体」である。章節体とは西洋の教科書の

体裁であり、中国の紀事本末体に類似している。しかし、章節体は紀事本末体に比べて包括性が強く、構造や階層性もより明晰であり、事物の発展を縦横に論述するのに適している。少ながらぬ清末の郷土志がこの新たな体裁を取り入れた。劉師培『上元江寧郷土合志』、繆果章『宣威州郷土志』、『桐城県郷土志略』などがこの類型の代表である。ここでは『宣威州郷土志』を例としてその特徴をみてみる。

『宣威州郷土志』は『奏定初等小学校堂章程』に則して編纂されたものであり、初等小学校の一、二年次における歴史、地理、格致の三科目に供された教材の集合体である。『宣威州郷土歴史』『宣威州郷土地理』『宣威州郷土格致』は順番に配列され、それぞれに目次がつけられている。『宣威州郷土歴史』の体裁は、章、節、課で構成され、全五章からなる。第一章の沿革は設置州之始と設置州以前の二節、宣威州などの三課からなっている。第二章の政績録は興利、除害、聽訟の三節が設けられ、張漢、黃四岳などの一五課からなっている。第三章の兵事録は元代、明代、國初、咸同兵事の四節が置かれ、蛇節金宝などの六課からなっている。第四章の耆旧録は孝友、忠勇、宦績、干済、実業、學術の六節に分けられ、

孫昭などの一一課からなつてゐる。第五章の人類考には土著、客籍、附論の三節が設けられ、諸夷や宗教など五課からなつてゐる。『宣威州郷土地理』は全五章からなつてゐる。第一章の疆域には位置形勢と界址の二節が設けられ、位置や四正などの課からなつてゐる。第二章の区域には分区大概、宣化里、沛澤里などの八節が設けられ、本里疆域、祠廟、水利、物産などの二六課からなつてゐる。第三章の山系には南幹の一節が置かれ、遠脈など三課からなつてゐる。第四章の水流には州境三大水の一節が置かれ、盤龍江などの三課からなつてゐる。第五章の道路は駅道と枝路との二節に分けられ、北路や南路などの四課からなつてゐる。『宣威州郷土格致』の体裁はやや異なり、「各章を動物、植物、礦物及び商務に分類し、「関連する内容を」入り混ぜながら述べ、児童の耳目を容易に悦ばせることを期する」ものであつた。全三章からなり、各章が植物、動物、礦物、商務の四項に分けられていた。また章の中には節と課が設けられ、第一章は一一節一六課、第二章は九節一二課、第一章は一一節一二課に分けられ、合計四〇課からなつてゐる。これら三科目は全て毎週授業を行い、一時間の復習をする前提で、各課の学習量や内容が設定された。「第一週

を授業の時間とし、第二週を復習の時間とする。二週間でようやく一課の内容を終えることが出来、二年間の合計の八〇週は、四〇課を講じるに足るのみである」と述べられているように、上記の三科目は「課の数は四〇を限度」にしていたのである。また、「本書は児童への啓蒙の便のために、各課の字数は削減に削減を重ねた」結果、最も少ない課で四五字、多いものでも七〇字に過ぎなかつた。⁽³⁵⁾『宣威州郷土志』全体の体裁に不備はなく、叙述も簡潔明瞭である。

第二は「課目体」である。課目体は章節体の変型であり、階層性を減じたものである。課を見出しとしており、現在の小学校の教科書に類似している。例えば、上述の『錫金郷土志歴史』は上巻に位置、定名、地勢、民族、分県、歴史、農業、工業、商業、風俗、学風、武備、微兵、財政、航路、郵政、電報、鉄道、学校、社会、宗教、西教、学宮及び書院、廟宇、寺院、俗礼、公園、產品の二八課を設け、下巻は全三二課からなり、名人事略、侠客事略、賢令、義紳、忠義事略、洪楊之難、郷團、近世名人などに及んでゐる。顧国珍『昆新郷土地理志』や侯鴻鑑『錫金郷土地理』もこの類型に入れられる。いくつかの郷土志は從来の類に拠つて課を設定した。例えば、

張瑞璣『韓城県郷土志』は初等小学堂一年次における教材であるが、「謹んで『郷土志例目』を奉じ、併せて『奏定章程』の初等小学堂一、二年次における学科の程度に即して編纂した」という。該書は三冊に分かれている。第一冊は歴史で、歴史、政績録、耆旧録、人類、戸口の五類八〇課からなっている。第二冊は地理で八〇課が設けられ、四至、郷里、坊表、学堂、祠廟、山水という類がある。第三冊は格致で、植物、植物製造、動物、動物製造、礦物、礦物製造、商務の七類八〇課で構成されている。各冊にそれぞれ八〇課あり、「毎週一時間、毎年四〇週の計四〇課を行う予定で設定され」ている。また、編纂の原則については「歴史科については課ごとの出入りの調整をあまり行わなかつたが、文字を浪費することもまた避けた。地理、物産の両科については四〇字余りを一課とした。幼稚な頭脳にとつては煩雑な内容は暗記の難しさに苦しむからである」と述べている。⁽³⁶⁾ 全体を通じて文章と図・表が配置されており、明晰な体裁となつてゐる。

上述した三種の流派の郷土志はみな小学教材として編纂されたにもかかわらず、優劣は明白である。『例目』派の郷土志は官の制定によつてゐるため、極めて広範に

分布し、郷土志教育の需要を満足させることができた。しかし、実際の授業における教学量や時間配分などを考慮していないことが不足している点である。方志派の郷土志は記述内容が比較的多く、言及される範囲も広い点に特徴があり、他の二派と比較して最も全面的・体系的に郷土の状況を紹介している。しかし、児童の受容能力を超えてしまつてはいる部分がある。学部が定めた課程の設置や教学規定から見た場合、教科書派の郷土志が最も科学的で児童の知力に最適であり、郷土志の手本とすべきであつたが、残念ながら推し広められることはなく、数量も限定されていた。

四 郷土志がもたらした創造と貢献

清末における郷土志の誕生と大規模な編纂は「西学東漸」の趨勢と清朝による新政の全面的な実施の時期にあたり、したがつて、郷土志にも自然に時代の烙印が鮮明に残されている。

(一) 主旨が際立つており、特色が鮮明であること

従来、地方志編纂の主旨は「資治」「存史」「教化」に他ならなかつた。三者が全てそろつていなければならず、

一つでも欠けてはならなかつた。これに對して郷土志は民族存亡の危機の際に生まれたものであり、対象も国家の未來の建設者・防衛者となるべき児童であつた。したがつて、その編纂は地方官や郷紳、学者たちが目標とするような地方志の「三管齊下」（「資治」「存史」「教化」の三つが兼ね備わつてゐること）ではありえず、主旨を際立たせる必要があつた。この主旨とはつまり愛国への「教化」の側面である。國家とは郷土の集合体であり、郷土は國家の細胞の如きである。「人々に愛国を知らしめんとするなら、必ずその郷を愛することから始めなければならない。その郷を愛することを欲するなら、必ず普通教育を施すことを欲して郷土志を編纂することの要点である」と述べられているように、郷土志に記載されたことは編纂者の愛國・愛郷思想を体现しないものはないものである。『齊東県郷土志』は図と地理の項目によつて地理の形勢や名勝旧跡を明らかにし、歴史と兵事の項目によつて歴史的發展の脈略を理解するための便を図つてゐる。政績録と耆旧録の項目では郷賢や名宦など善人や善舉について記し、人口、氏族、宗教、道路、物産、商務の各項目によつて現状を述べている。そして郷土志

の意義については「〔本書には〕県の地理、山河、政績、事業が明晰に記してある。今私がこれを読んだところ、郷土を愛する心が油然としてわきあがつてきた。これを拡大していくば、愛国的心が教育の中で普及することがどうして難しかろうか」と明快に述べている。⁽³⁷⁾また、『安南県郷土志』は安南の沿革、風俗、人物、種類、山脈、水道、形勢、位置、物産、古跡、交通などについての記載において、「整然と秩序だてて述べていらないものはない。県志の欠点を補い、後学を引き込む手がかりとしている。讀者に郷土を愛する心を抱かせ、それを拡大して国家にまで及ぶようにしているのは、誠によい構成である」と賛美する。したがつて、「児童の愛国心を引き出したいのなら、必ず郷土志を読むことから始めるべきである」と主張する。⁽³⁸⁾

地方の様相をよりよく反映し、児童の愛国思想を育むために、郷土志は地方の特徴を叙述することを十分に重視した。例えば、広西省の『明江府郷土志』は疆域、沿革、山嶺、水泉、城郭、官署、学堂、祠廟、汎隘、風俗紀、氣候、礼節、土產、名宦、耆旧、職官、課目舉人、課目副榜、武舉、明江府轄地などの目を並べている。山嶺、水泉、学堂の目については、郷土志の慣例で芸文の

欄に附していたのを改め、山水や風景が優れていることを強調し、地域の開化が進んでいることを示している。

また、風俗の目を別に設け、各民族の生活習慣や風土人情を詳細に記載し、併せて「溺女をせず、風水に惑わされず、婦女が勤労で苦勞を厭わない」という当地の風俗の三大美德を要約して、児童がこのような美德を習つて發揮させようとしている。土産の目の詳細さは全書に冠している。描写が生き生きとしていて具体的であり、明江府の物産の豊富さを際立たせている。『鐵嶺鄉土志』

商務、ではマツチ、パラフィン蠅、雜色の綾羽二重、洋白面（製粉機でひいた高級小麦粉）などの商品の販売状況を記載し、併せて「本境城外の西関西南区に開港場を設けて以来、日本との貿易は日進月歩であり、東清鉄路が輸送する貨物も山のように積み上げられている。夜には明かりが煌煌としており全く新しい別世界にようである。とりわけ平素霸權を握っているのが三井洋行であり、本境の商人はその機嫌をうかがっている。火急に商学を興して公司を組織し、實業を重視させる。また農民や職人に真剣に改良を行うことを督促する。「こうして」文明による排斥を行わなければ、利益は外に流れ、回収するのは容易ではなく、川の水が海に流れるがごとくなつ

てしまうであろう」という危惧を示しているのは、日本の勢力が鐵嶺に浸透している現実に直面し、實業救國によつて外圧に抵抗し、國家の利益を確保することへの注意を喚起しているのである。郷土志は児童の愛国に対する気持ちを育み、確立することを主旨しており、「愛国」を際立たせて発揚したのは極めて時宜に適つていただのである。

(二) 現状に対する実地調査の重視

学童は幼稚で知識もまだ開かれていないので、全国の歴史や地理、世界の大勢などを講じたのでは必ず漠然としてしまうと郷土志の編纂者は捉えていた。したがつて「ただ眼前の山、河川、名勝、事物について語つたり指示したりしてこそ身近で面白いと感じるものである」という発想が生まれたのも不思議ではない。郷土志は「県志の精華を抜粋し、初等教育の手引きとする」ものとされた⁽⁴⁰⁾。郷土志の内容は、県志から採録する必要がある部分以外は、山水、人口、氏族、宗教、物産、商務などの現状と関連する項目については実地調査によつて確認されなければならなかつた。この点について『郷土志例目』では、「宗教では、本境のあらゆる異教徒について必ず明らかにして記載せよ。回教徒（回教と回種とは区

別する。回種とはアラブ人であり、人類門に記載すればよい。アラブ人や旗人、漢族で回教に入信しているものはすべてここに記する)がどれだけであるのか、ラマ教徒がどれだけいるのか、カトリック教徒がどれだけいるのか、プロテスタントがどれだけいるのか」「実業では平民で他教に入信していないものについて從事する職業を四種に分けて明らかにせよ。士がどれだけいるのか、農がどれだけいるのか、工がどれだけいるのか、商がどれだけいるのか」と規定されている。各地の郷土志も資料の収集に際してこの点を重視した。『華亭県郷土志』の戸口と実業の項目では人数を県の档冊に依拠し、「異教徒の数については各教会に照会した」「商務については商会に問い合わせ、「商会では」詳細がわからないものについては市場の状況を参考にした」と述べている。⁽⁴¹⁾

光緒三二年、張瑞璣も教科書形式で編纂した『韓城県郷土志』において「郷土の山河や道路、商品の販売、民衆生活の盛衰といった要点について、県志に記載されていないものや記載されていても詳細ではないものはみな測量や調査を行い、現実を反映することを追究した」「歴史「に関する項目」は多くを県志に依拠したが、県志に記載されていない最近数十年のことについては調査を

行つて付け加えた」と実地調査の重要性を強調している。⁽⁴²⁾

郷土志の実地調査は一般的な地方志の調査や資料収集のあり方と共通性を有しているのと同時に、その独自性も明白である。調査の方法について地方志の多くは自ら調査の規定を定め、採訪員を派遣して調査を行つた。これに対して郷土志では編纂者が『郷土志例目』に依拠して調査を行つて⁽⁴³⁾いる。調査の内容については、地方志は事実、伝聞、逸話ばかりでなく民間に散逸した文献の調査を含むなど調査しないものはなかつた。これに対して、郷土志は地方志に記述が欠如しており、児童が郷土の「一山、一水、一名、一物」を見分けるのに便利なものについて調査を行つた。「本書はみな現時点の実際に則して内容に応じて記録した」という言葉が反映しているように、調査の同時代性が重視されたのである。⁽⁴⁴⁾

（三）新たな編纂方法の試み

先ず地図について述べる。地図は地方志に不可欠であった。清代の地方志は一部が「開方計里」という方法で作成され、精度が比較的高かつたのを除き、大多数は「対景式」を採用した。これは山河や景物をなぞらえて描く方法であり、大小や距離の比例などがなく、方位もあまり正確ではない。『郷土志例目』では地図の作成に

関する規定はないものの、地図を含む郷土志は少なくなかつた。その目的は「直観教育」、すなわち教学に便利である点にあり、科学的な製図方法を採用した郷土志もあつた。『齊東縣郷土志』輿図は碁盤格子に則して製図し、座標もあり、「上が北、下が南、左が東、右が西」という方法で地図の方向を示している。地図の内容は次のような記号によつて示している。

は一律削除した」という方針が採られている。⁽⁴⁶⁾また、小学校教育という特殊性から多くの工夫が施された。例えば韻文の使用は児童の生理的心理的特長を踏まえ、児童に適した教材の観点から編纂された結果である。秦兆階『贊皇県郷土志』の各類目では、各課にまず四字の韻文の要旨があり、その後に文による叙述が続いており、編纂の主旨を述べた前言ですら韻文を用いている。例えば商務の記述では、「贊本小邑、僻處山陬、商務陸運、併不通舟。往来負販、車載驃駄、肩挑背荷、窮黎寔多」と言う韻文で記されており、口に出してみるとリズム感があつて覚えやすく忘れにくい。陳綬『雒南県郷土志』は分けていないが「ここに『郷土志例目』を遵守し、四文字の韻文を作り、児童の暗誦の便に供する」とする点で同様の工夫が施されている。また、挿絵の利用については挿絵と解説を併用した方法が採られ、地方志の記述の慣例を突破している。『韓城県郷土志』はそのような郷土志の傑出した事例である。「本書は歴史科については説明のみで挿絵をもちいていないが、地理と格致の二科では全て挿絵と解説とを載せている。挿絵が有れば解説も証明でき、児童的好奇心を刺激して、その才能を喚起

清末鄉土志考

する助けにもなるのである」とその効用を説いている。

この郷土志は第四七課、大禹廟、以降は、太史公廟図説、蘇武廟図説、白居易祠図説、君子祠図説、馬公祠図説、劉公祠図説、康濟橋図説、魏長城図説など大部分の課において挿絵と解説とで構成されている。第三冊の格地科で列挙されている図説は「全て『詩經』『爾雅』『山海經』の図説の例に倣い、それぞれ挿絵を描いている。思うに、児童の気持ちを悦ばせ、児童の賢さを引き出すため」⁽⁴⁷⁾であり、児童の科学知識を増加させるのに極めて有用であった。例えば、「紡線図」の解説は「韓城の民は勤労質朴で、婦女の多くが紡績に従事している。ただ從来の方法では、一人一日四両の糸しかつむげない。最近新たな方法が研究され、洋式の木製糸綻車が製造された。もし成果があがれば、大きな富の源になるであろう」と説明している。これは紡績の状況を児童に知らせるばかりでなく、当地における紡績業の発展の方向性についても指し示しているのである。

体裁の点において、上述以外の新たな試みがあった。

『贛県郷土志』は上下の欄に分かれており、上欄には本文が三字毎の韻文で表現されている。下欄は小さい字で二行にわたって記された注釈で、構造は簡潔で明快であ

る。『遼源州郷土志』は『郷土志例目』に準拠しつつ、目毎に問題を作り、回答形式で答えを示している。彪蒙編訳所編纂の『杭州府郷土歴史歌』は歌謡体を採用している。『榮城郷土地理志』は巻頭の諸論で県の概要と編纂の主旨が述べられ、巻末の結論で最後の陳述がなされている。中身は自然、人事、方志の各篇に分けられ、各篇とも先ず概論があり、そのあとに項目に分けて叙述されている。自然篇には沿革、位置、山脈、河流、海岸、海湾、島嶼、半島、要防、風景、古跡、気候、物産の各項目が、人事篇には氏族、職業、風俗、教育、経済、宗教、語言、交通、人物の各項目が、方志篇には県治と区画の項目が記載されており、新たな趣向に富んでいる。

（四）進化論思想の宣伝

嚴復が『天演論』を翻訳して以来、西洋の進化論思想が中国でも伝播するようになった。「今この志（郷土志）の編纂に際して、世の中の現象を収集し、そこから古今の変遷を推測することを通して人間の進化の足跡を調べるべきである」と述べられているように、一部の編纂者も郷土志という機会を借りて「生存競争と自然淘汰、適者生存、優勝劣敗」思想を児童に植え付け、彼らの危機意識を喚起し、奮闘して自強をはかり、積弊を改革す

ることを目指した。例えば、『蒲江県郷土志』は先ず歴史の変遷の論述を通して進化論を宣伝し、「人皇が蜀を造った後、人々はどのように進化し、国内がどのように発展したのかについて、蜀に生まれたものは研究しなければならない。郷土志の第一期から第五期において、蜀人が人皇の貴重な血統に連なり、黄帝の子孫であること古籍によって証明する。また、蒲江県が設置される以前の蒲江「の状況」を示し、児童に蜀の進化が先進であることと我が蒲江の開化が早かつたことを知らしむ」という歴史観を示している。次に、学童に郷土志を読ませ、「富強貧弱の觀念を知らしめるべきだと述べる。郷土志において蒲江が貧窮し衰微している原因を「事実に基づいて直裁に記」し、いかに弱から強に転じるかを「内外古今「の例」を参考にしながら鄙見を加えることで、児童の郷土を改革する精神を喚起し、人々はそれぞれ士、農、工、商になる資格があり、将来郷土を団結させるためのてがかりとすることを期す」のが郷土志の目的であるとする。また、「済倉、三費、税額、路股、鴉片といつた諸弊害については、忌憚を恐れず、腐敗の原因を直接述べ、改良を期する」と積弊を痛切に述べ⁽⁴⁹⁾、人々の反省を促している。秦兆階『贊皇県郷土志』は韻文を用い

て進化論が郷土教育にもたらす重要性を次のようにはつきりと述べている。

大地橢圓、万国羅列、強則称雄、弱則敗滅。

權力道理、世運流遷、政貴知變、自古其然。

中国維新、振興学校、宗旨教人、愛國為要。

愛國之道、始自一鄉、請与幼學、說我贊皇。

(五) 近代社会の変遷を反映し、新政の成果を体現していること

近代中国は変化が複雑で迅速であり、政治闘争や戦乱が各地で勃発した。伝統的な経済構造や教育方法は既に破綻をきたし、新たな経済や教育を構成した要素や新たな管理方法が絶え間なく発展・変化した。このような状況にあって、新政の実施は中国社会の近代化を一定程度促進したといえる。郷土志自身はこの一連の劇変の過程を記載する重責を担つていいが、編纂過程における現状の調査や児童に向けて郷土の歴史と現状を叙述する過程で、近代社会の変遷を客観的に反映し、新政によるいくつかの成果を体現している。近代社会の変遷を反映するこれらの資料は清末に地方志編纂が盛んであった地域にとつてはやや簡素に過ぎるが、清末に地方志が散逸していた地域や、長期にわたり地方志編纂が行われなかつ

た地域にとつて郷土志は地方志に代替するものである。

このことは郷土志に新たな機能を付け加え、その資料的価値を貴重なものとしている。例えば、『宣化県郷土志』は康熙『宣化県志』以降における宣化県の最も行き届いた史料であり、康熙年間以来の地理の変遷、経済発展、教育改革、人物の状況などについては必ずこの郷土志を利用しなければならない。また、新疆の四二種の郷土志は、その多くが新疆の各府、庁、州、県の状況を初めて体系的に記載した著作であるので、現在においても新疆の歴史や地理、郷土教育などについて最初に参考すべき史料である。

清末の郷土志を概観すると、その史料的価値の所在は主に次の四点にある。第一は経済を述べた部分であり、清末における経済構造とその変化を反映している。例えば、周登暉『寧河県郷土志』商務学、に「他境の貨物で本境に運び込まれものはだいたい木材、紙、洋貨、油や砂糖などで、南方の省から天津や烟台を経由して本境に運び込まれ、郷民の不足を補つてている。その他の粗棉花や粗布などは山東省の大山や近隣の豊潤、玉田、宝坻などから少なからぬ量が来ている。思うに本境は水陸交通の要衝であるので、四方から「物資が」雲集してくる

のである」とあるように、寧河の主要商品の原産地を述べ、当時の商品流通が相当発達していたことを説明している。第二は社会状況を述べた部分であり、とりわけ人口、宗教信仰、氏族などに関する記述である。この領域の史料の多くは実地調査に拠つており、正確で信憑性が高い。第三は風俗を述べた部分である。風土は郷土志の主要内容であるので、記載の同時代性が濃厚で、従来の地方志と比較して資料的価値が高い。例えば『宣威州郷土志』商務、における「宣威では従来ハムや鶏肉、およびその他の惣菜によつて客をもてなしてきた。これを「土八碗」と呼ぶ。本地の風俗はまことにすばらしいものであつた。最近ではなまこやタイシヨウエビ、スルメイカでなければ客をもてなすのに物足りなくなつていて。従つて『三個頭』『四個頭』『五個頭』という俗語がある。『四個頭』とはにべをえたものである。『五個頭』とは更に瑤柱（干し貝の一種）をえたものである。『六個頭』とは更にふかひれをえたものである」という記載は、宣威における飲食習俗が贅沢になるという、外来の風俗が当地に与えた影響を反映している。第四は新式教育の普及を述べた部分で、各種学堂の設置や分布密度について述べられている。これら四点以外にも戦争に関する

る資料も少なくない。

総括すれば、郷土志とは清末に誕生した新たな類型の文献である。郷土志には多くの新機軸があるのと同時に当然不備も存在している。不備とは主に編纂時間が短かっただめ、粗雑な内容のものが多く、良書が少ないということである。少なからぬ地方が郷土志編纂を形式的な行事とみなし、分類に即して文字を埋めたに過ぎず、関連する情報が得られなければ「欽」と注記するだけであった。郷土志を完成しても、一部を京師編書局に、一部を省に送るのみで印刷されなかつた地域も多かつた。また、書式や文章の統一や校正をなおざりにした郷土志もあつた。『岑溪県郷土志』の歴史の部分は、章と課で分けているのに対して、地理の部分は課で分けており、一致していない。『寧河県郷土志』はある部分は「第×課」と標記されておらず、ある部分は二重に「第×課」と標記されている。また、課の順番が逆になつてゐる箇所もある。

略」『中国地方志通訊』一九八四年第三期、范学宗「郷土志浅議」『中国地方志論叢』北京、中華書局、一九八四年、所収。

(2) 范前掲論文。

(3) 郭前掲書、一八六一—一八七頁。

(4) 韓邦靖纂修、正徳『朝邑県志』康海序、台湾成文出版社『中国方志叢書』本（以下、『方志叢書』と略称する）。

(5) 「學務大臣奏據編書局監督編成『郷土志』擬通編輯片」『東方雑誌』一九〇五年第九期。

(6) 鄭前掲書、一八四一—一八五頁。

(7) 鄭前掲書、一九六頁。

(8) 張瑞璣纂修『韓城県郷土志』張瑞璣序、國家図書館編『郷土志抄稿選編』北京、線装書局、二〇〇二年、所収（以下『郷土志選編』と略称する）。

(9) 蕭雨春編『広寧県郷土志』養光明齋主人自序、光緒三四年鉛印本。

(10) 章運嬉修、崔正峰等纂『蓋平県郷土志』郭春藻序、一九二〇年石印本。

(11) 馬夢吉修、鄭英瀾纂『寛甸県郷土志』馬夢吉序、遼寧図書館編『東北郷土志叢刊』瀋陽、遼寧図書館、一九八五年、所収。

(12) 馬夢吉修、鄭英瀾編輯『寛甸県歴史地理教科書』凡例（陳加等編著『遼寧地方志考録』瀋陽、遼寧図書館、一九八二年、一〇八頁、より引用。）

(13) 『左盦外集』（劉師培全集三）編輯郷土志序例、北京、

中共中央党校出版社、一九九七年。

三年、所収。

(14) 本稿で使用する「綱」「類」「門」「目」とはみな文献

編纂学における用語であり、文献の体裁を分析する際によく用いられる。「綱」「類」「門」は包括性が強く、一般的には最も上位の分類に用いられる。「目」は多くの場合において「綱」「類」「門」という項目の中の下位項目として置かれる。

(24) 『獲鹿県郷土志』 厳書勲跋。
(25) 譚紹裘纂修『扶風県郷土志』 譚紹裘序、『郷土志選編』 所収。

(26) 劉鳴復纂修『法庫庁郷土志』 黄家傑序、『東北郷土志叢編』 所収。

(27)

中国科学院北京天文台編『中国地方志联合目録』 北京、中華書局、一九八五年、金恩輝、胡述兆編『中国地方志総目提要』 台北、漢美図書有限公司、一九九六年、

徐復、季文通編『江蘇旧方志提要』 南京、江蘇古籍出版社、一九九三年、洪煥椿編著『浙江方志考』 杭州、浙江人民出版社、一九八四年、陳加、郭君、孫仁奎編著『遼寧地方志考略』（増訂本） 潘陽、遼寧図書館、一九八二年、郝瑞甫編著『東北地方志考略』 潘陽、遼寧人民出版社、一九八四年、廖震賽等編『江西省地方志総合目録』

(17) 全明修、云生纂『打牲烏拉地方郷土志』 奄文、遼寧省図書館編
林師範范学院古籍研究所編『長白叢書』 長春、吉林文史出版社、一九八八年、所収。

(18) 富魁等纂修『三姓郷土志』 奄文、遼寧省図書館編

『東北郷土志叢編』 潘陽、遼寧図書館、一九八五年、所収（以下、「東北郷土志叢編」と略称する）。

(19) 鄒前掲書第五章、及び郭前掲書第三章、参照。

(20) 『奏定初等小学堂章程』 舒新城編『中国近代教育史資料』 北京、人民教育出版社、一九八一年、所収。

(21) 『学務大臣奏據編書局監督編成『郷土志』 擬通編輯片』。

(22) 朱緯修、羅鳳章纂『羅平県志』 卷一、陶大浚序、一九三四年石印本。

(23) 王永江「遼陽州郷土志序」 柳成棟、宋抵編『東北地方志序跋編錄』 哈爾浜、哈爾浜工業大学出版社、一九九

(29) 閻諸昌修、高耀南纂『鎮西庁郷土志』 高耀南序、中國辺疆史地研究中心編『新疆郷土志稿』 北京、全国図書館文献縮微複制中心、一九九〇年、所収。

(30) 『学務大臣奏據編書局監督編成『郷土志』 擬通編輯片』。

(31) 謝愷纂修『宣化県郷土志』 謝愷序、『郷土志選編』 所収。

收。

【訳者後記】

- (32) 光緒『法庫序郷土志』例言。
(33) 馬錫純編『泰州郷土志』例言、光緒三四年石印本。
(34) 喬德秀「光緒『南金郷土志』序」『東北地方志序跋編』
所収。
(35) 繆果章編『宣威州郷土志』格致例目、歴史例目、『郷
土志選編』所収。
(36) 『韓城県郷土志』編輯大意。
(37) 『齊東県郷土志』李炳炎跋。
(38) 易心澄編『安南県郷土志』楊咏裳序、『郷土志選編』
所収。
(39) 『寛甸県郷土志』馬夢吉序。
(40) 鍾文虎修、徐豆纂『灌県郷土志』何廷璐序、光緒三
年木刻本。
(41) 佚名纂『華亭県郷土志』凡例、『郷土志選編』所収。
(42) 『韓城県郷土志』張瑞璣序、編輯大意。
(43) 『宣化県郷土志』謝愷序。
(44) 童光照纂『昌黎県郷土志』凡例、『郷土志選編』所収。
(45) 「土堌堆」とは砂が堆積して形成された台地を指し、
黄河下流域に特徴的な地形である。
(46) 『宣威州郷土志』歴史例目。
(47) 『韓城県郷土志』編輯大意、張瑞璣序。
(48) 『左倉外集』編輯郷土志序例。
(49) 佚名纂『蒲江県郷土志』編輯管見、『郷土志選編』所
収。

本稿の著者巴兆祥氏は一九六三年生まれ、安徽省休寧県の出身である。現在は中国復旦大学歴史系副教授の職にある。二〇〇〇年から二〇〇一年にかけて慶應義塾大学文学部の訪問助教授として来日し、日本における中国地方志の伝播の過程や所蔵状況について詳細な調査を行った。来日中の研究成果を含む近年の論考には、「慶應義塾大学図書館中国地方志目録」(『史学』七〇巻三・四号、一〇〇一年)、「日本大学図書館中国地方志調査記」(『中国地方志』二〇〇二年四期)、「日本藏孤本寧夏『夏靈府志草』考述」(『寧夏社会科学』二〇〇二年五期)、「建国後館藏方志目録的成就与發展」(『情報資料工作』二〇〇三年刊)、「論編修地方志与發展旅游事業」(『寧夏社会科学』二〇〇三年三期)、「方志目錄学芻議」(『中国地方志』二〇〇三年三期)などがある。また、「方志学新論」を学林出版社(上海)より近日刊行する予定である。

巴氏が本稿で詳細に検討している郷土志の存在は、方志学の分野を中心として夙に知られていたが、簡潔に言及されるか、さもなければ傍証として用いられるかのいずれかであり、正面から分析されることが殆どなかつた。近年では清末における地理学の形成過程への関心と関連して郷土志を比較的詳細に分析した著作が現われているが(註一参照)、これらでは愛国教育に関する側面を分析することに主要な関心が払われている。これに対し、本稿は巴氏の専門領域である方志学の立場から、清末郷土志の編纂過程及び体裁を全面的に検討した初めての専論であるといえる。丁

寧かつ詳細な実証の特徴が現われているのが、從来混同して扱われがちであった『郷土志例目』と『編輯郷土志序例』とが實際の郷土志編纂に与えた影響の違いや、郷土志編纂における『例目』派、方志派、教科書派という流派の違いを峻別した点である。この指摘から考えれば、郷土志を郷鎮志とを一体視する方志学者の主張は方志派の見解に依拠するものであることが逆に明らかになろう。

本稿の成果に基づいて今後更に明らかにしていくべき課題として訳者は次の二点を考えている。第一は、郷土志の地域的差異である。本稿において東北や新疆の郷土志が多く用いられている背景には、これらが後に影印本として出版され、利用しやすいという点が挙げられる。しかしながら、郷土志の出版状況や形態には地域差が見られることも看過できない。訳者の調査に拠れば、江蘇・浙江の郷土志には民国期の刊本が多く、このことは近代教育の先進地域としての当該地域の特徴を反映したものであるといえる。また、清末広東の郷土志にみられる国家観念の特質を専論した、程美宝「由愛郷而愛國——清末広東郷土教材的国家話語」（歴史研究二〇〇三年第四期）によれば、漢族内部の様々なエスニック集団による地方空間の争奪や具体的な利害衝突を反映して、広東の郷土志においてはかかる集団をどのようにどのように位置づけ、叙述するのかという問題が浮かび上がったという。

第二は、学校教育、とりわけ各学科における郷土志の位置づけについてである。郷土志編纂と密接な関係にある、『欽定学堂章程』が定めた歴史、地理、格致の三科目は、宣

統元年の修訂によつて中国文学の中に編入されている（程前掲論文）。郷土志の体裁や内容、編纂の背景を明らかにするためには、教育制度における郷土教育の位置づけ、初等教育における各学科の編成の変遷、各学科の教科書と郷土志の比較についての検討が不可欠であると思われる。

なお、訳者が本稿の翻訳を担当したのは、訳者が以前拙稿において地域社会に近代教育を導入した地方エリートの活動の特質という関心から上海近郊農村の郷土志を取り上げて以来、郷土志や方志学に関してしばしば巴氏に教えを請うており、今回巴氏に本稿の翻訳を依頼されたからである。